

産業廃棄物処理業者の皆さまへ

優良産廃処理業者認定を 受けていますか？

優良産廃処理業者認定制度とは？

都道府県・政令市が通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産廃処理業者を優良認定する制度です。認定された業者は許可更新や各種申請時に優遇措置を受けられるほか、排出事業者に対して貴社が優良な産業廃棄物処理業者であることをアピールできるなど、多くのメリットがありますので、ぜひご申請ください。



優良認定業者のメリットは？

メリット①

許可の有効期限が
**通常の5年から7年に
延長されます。**

メリット②

各種許可申請や更新時に
提出書類を一部省略でき、
手続きを簡素化できます。

メリット③

許可証に優良マークが記載され
自身が優良な業者であることを
排出事業者にPRできます。

メリット④

広島県 HP や各種産廃関連サイトで
優良認定業者としてPRするので
信頼度が上がります。

手続きについてはウラ面をご覧ください。

優良認定業者として認定されるための基準は？

優良認定業者として認定されるためには、以下の基準すべてに適合している必要があります。

1

実績と遵法性

5年以上産廃処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないこと。

2

事業の透明性

許可内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報について、ホームページなどにより6か月以上公表し、かつ所定の頻度で更新していること。

3

環境配慮の取り組み

ISO14001やエコアクション 21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っていること。

4

電子マニフェスト

電子マニフェストシステム^{※2}(JWNET)に加入しており、電子マニフェストが利用できること。

5

財務体質の健全性

自己資本比率や経常利益金額等が基準を満たすこと、産廃処理業等の実施に関連する税等の滞納がないことなど、財務体質が健全であること。

※1：ホームページをお持ちでない場合は「産廃情報ネット-さんばいくん-」への企業登録(有料)を利用することで条件を満たすことが可能です。詳しくは→[さんばいくん](#) [検索](#)、または下記相談窓口までお問い合わせください。

※2：通常使用している紙のマニフェストの電子版(有料)。排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りするシステムです。詳しくは→[電子マニフェスト](#) [検索](#)

認定までの流れ

①申請準備

更新許可申請までに上記5つの基準を満たすよう(特にホームページ公表は6か月以上前から)準備してください。

②申請

通常の更新許可申請書類に加えて、優良認定用の書類を提出してください。(必要書類は下記キーワードで検索)

③審査

基準を満たしているか審査します。ホームページ公表内容の修正を指導する場合があります。

④認定

基準を満たした業者に対して、優良マークの付いた許可証を交付します。

詳しくはホームページをご覧ください。▶▶▶ [広島県 優良産廃処理業者認定](#) [検索](#)

下記相談窓口を設置していますので、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

相談窓口

一般社団法人広島県資源循環協会 ☎082-247-8499 FAX 082-247-9719
〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ4F

委託元

広島県(環境県民局産業廃棄物対策課) ☎082-513-2963
〒730-8511 広島市中区基町10-52